資料４

# 特記仕様書

## 1　業務名称

令和８年度那覇市LRT導入に伴う交通影響把握調査業務

## 2　履行期間

契約締結の日から令和９年３月３１日まで

## 3　業務対象区域

市内一円

## 4　適用範囲

本仕様書は、那覇市（以下「発注者」という。）が発注する「令和８年度那覇市LRT導入に伴う交通影響把握調査業務」に適用する。

## 5　業務目的

那覇市では、令和6年3月に作成した「那覇市LRT整備計画素案」に基づき関係機関と協議を重ねている。LRT整備においては導入に伴う交通影響があることが分かったため、交通影響把握調査を進めている。

本業務では、LRT導入に伴い、ルートに平行する道路の交差点に及ぼす影響をミクロ交通シミュレーションにて把握し、対策を検討することを目的とする。

## 6　業務内容

別紙「令和８年度那覇市LRT導入に伴う交通影響把握調査業務　業務内容書」のとおり。

## 7　業務計画書等

(1) 本業務受注者（以下「受注者」という。）は、契約成立後速やかに本業務に着手するものとし、着手にあたっては、次に掲げる書類を発注者に提出すること。

□着手届　□管理技術者等通知書　□業務計画書（14日以内）

(2) 業務計画書には下記事項を記載することとし、発注者の承認を得ること。

□業務概要　□実施方針　□業務工程表　□組織体制　□打合せ計画
□成果品の内容　□使用する主な図書及び基準　□連絡体制
□技術者一覧及び経歴　□照査計画　□その他必要事項

(3) 業務計画書の記載内容に追加又は変更が生じた場合には、速やかに発注者に文

書で提出し、承認を得ること。

## 8　配置する技術者等

受注者は、本業務を遂行するにあたって、発注者の意図及び目的を十分理解した上で経験のある技術者を定め、かつ、適切な人員を配置し、正確丁寧に行わなければならない。配置する技術者の資格及び役割等は以下のとおり。

(1) 管理技術者

①本業務の全般にわたり、技術的管理を行うものとする。

②道路計画関連業務に精通した実務経験豊かな技術者とし、技術士（総合技術監理部門　建設－道路若しくは、建設部門　道路）またはRCCM（道路）の資格を有する者。

(2) 照査技術者

①業務計画書に本仕様書の「6. 業務内容」の各過程における照査に関する事項を定め、これに従って業務の成果の確認を行うとともに、照査を行うものとする。

②都市計画関連業務に精通した実務経験豊かな技術者とし、技術士（総合技術監理部門　建設－道路若しくは、建設部門　道路）またはRCCM（道路）の資格を有する者。

## 9　資料貸与及び返却

(1) 発注者は、発注者が所有する資料等で本業務に必要な資料等は、所定の手続きにより受注者へ貸与する。

(2) 受注者は、発注者から貸与のあった資料等について、その重要性を認識し、破損、紛失等の事故がないように取り扱うものとし、業務上必要であっても発注者の承諾なくして複製又は貸与してはならない。

(3) 貸与した資料等について、破損、紛失等の過失が生じた場合には、受注者がその責任を負うものとする。

(4) 受注者は、発注者から貸与のあった資料等について、業務終了後に速やかに返却するものとする。

## 10　打合せ

(1) 受注者は、発注者と常に緊密な連絡をとり、十分な打ち合わせを行うとともに、作業の途中において報告を求められた時は、直ちに書面などによる報告を行わなければならない。

(2) 発注者と受注者の打ち合わせ協議は、着手時、成果品納入時に行うが、それ以外に必要な場合は協議の上、適宜、行うものとする。

(3) 打ち合わせなどの会議録は、受注者において必ず作成するものとし、相互に確認しなければならない。

(4) 管理技術者は、着手前及び成果品納入時に立ち会うものとする。

## 11　進捗報告及び検査

(1) 受注者は、本業務の遂行にあたり、業務着手後毎月発注者へ業務進捗状況を書面で報告するものとする。なお、進捗10%以上の遅れがある場合は、遅れの理由及び遅れについての対応を報告するものとする。

(2) 受注者は、発注者の申出により随時検査を受けなければならない。

## 12　業務の完了

本業務は、成果品を納品し、発注者の検収合格をもって業務完了とする。ただし、完了後であっても誤謬等が発見された場合は、速やかに無償で修正又は再作業を行うものとする。

## 13　法令等の遵守

受注者は、本業務の実施にあたっては、関連する法令等を遵守しなければならない。

## 14　機密の厳守

受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を外部に漏らし、または他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

## 15　成果品の納入及び帰属

(1) 成果品の納入場所は、那覇市役所都市みらい部都市計画課とする。

(2) 本業務における成果品は、すべて発注者に帰属し著作権を有するものであり、受注者は、本業務の過程及び結果から知り得た情報について、発注者の許可なく公表、又は貸与してはならない。

(3) 本業務で調査した内容やデータ整理などに使用した原資料は、すべて成果品の一部として提出するものとする。

(4) 本件業務の実施による成果品は、画像等の著作権上の権利関係を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。

## 16　その他

(1) 本仕様書に定めがない事項について疑義が生じたとき、及び、別に定める必要が生じたときは、協議の上、定めるものとする。

## 17　暴力団員等による不当介入の排除対策

(1) 受注者は、当該業務を履行するにあたって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成23年１月12日)」に基づき、次に掲げる事項を尊守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

(2) 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに調査員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

(3) 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに調査職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

(4) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに調査職員と工程に関する協議を行うこと。

## 18　那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策

(1) 受注者は、当該業務を履行するにあたって「那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策」に基づき、次にあげる事項を遵守しなければならない。

(2) 受注者（落札者）は、暴力団密接関係者を市発注委託業務等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を都市計画課へ提出しなければならない。

(3) 受注者は、当該業務委託契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位請負者」という。）に対し「１次及び２次下請以下の全ての下請契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（下請用）を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。

(4) 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。

(5) 受注者はその旨、全ての当該委託業務関連者に周知しなければならない。

## 19　成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

・報告書（印刷物）・・・・・・・・・・・・２部

・報告書電子データ[CD-R若しくはDVD―R]・・・・・・・・2部

（編集可能ファイルおよびPDFファイル）

・その他、発注者の指示する資料